

# 秩父地域農林水産業振興計画

秩父農林振興センター

熊谷家畜保健衛生所

令和3年6月

# 目 次

序章	はじめに	1
第1章	地域の農林水産業・農山村の姿	2
1	地域の概要	2
2	農林水産業・農山村の現状と課題	3
3	地域の基礎データ	5
第2章	目指す地域の姿	6
第3章	取組の展開方向	9
1	地域農業を担う多様な経営体の育成確保	9
2	多様な農作物の生産振興と農業経営の発展	10
3	持続可能な木材生産と林業のICT活用の推進	13
4	災害や鳥獣害への対応による安全な農山村	16
5	多面的機能による活力ある豊かな農山村	18
	秩父地域農林水産業振興計画に関する指標	20

## 序章 はじめに

### 1 策定趣旨

埼玉県では、埼玉県農林水産業振興条例第7条に基づき、農林水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第3条に定める基本理念にのっとり、令和3年3月に「埼玉県農林水産業振興基本計画」（以下「基本計画」という）を策定しました。

そして、基本計画の策定を受け、秩父地域で実施する取組や指標を「秩父地域農林水産業振興計画」（以下「振興計画」という。）として整理しました。この振興計画に基づき、農林漁業者や関係団体、行政のみならず、広く県民のみなさまの御理解と御協力をいただきながら、秩父地域の農林水産業を振興するための取組を推進してまいります。

秩父地域の農林業・農山村の振興に向けて、関係各位の御支援、御協力をお願い申し上げます。

### 2 目標年度

令和7年度

## 第1章 地域の農林水産業・農山村の姿

### 1 地域の概要

秩父地域は、都心から70~80kmの埼玉県北西部に位置し、秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町で構成されています。総面積約893km<sup>2</sup>のうち森林が約80%を占め、農地は約2%となっています。

当地域の産業は、養蚕、繊維、林産、セメント産業などの地場産業が中心でしたが、近年は、豊かな自然や歴史・文化などを活かした観光産業や電子部品などのものづくりが行われています。

農林業については、気候風土や中山間地域の特徴を生かしたきゅうり、なす、いちご、ぶどう、そば、こんにゃく、しいたけなど、バラエティーに富んだ農林産物が生産されるとともに、直売や摘み取り体験など、観光農林業が盛んに行われています。



## 2 農林水産業・農山村の現状と課題

### [食料・農業]

全域が中山間地域に位置し、不整形で狭小な農地の区画が多い中、農地を有効に活用した農業が営まれており、埼玉県が育成したいちご品種「あまりん」、秩父オリジナルのぶどう品種「ちちぶ山ルビー」、秩父地域の伝統野菜「しゃくし菜」など特徴のある多様な農産物が生産されています。

厳しい営農条件である反面、豊かな自然環境、景勝地や伝統文化などの資源に恵まれ、いちご、ぶどう、ブルーベリー狩りなどの観光農業が盛んに行われています。

また、農産物の付加価値を高め収益を確保するため、女性組織などによる農産物の加工・販売が行われているほか、地元の酒造メーカーへ大麦などの原料を供給する取組も行われています。

しかし、生産量の伸び悩み、担い手不足、鳥獣害や家畜伝染病への対応等が課題となっています。そのため、一層の生産力の向上や意欲ある担い手の育成・確保を進めるとともに、鳥獣害対策や家畜伝染病のまん延防止策を講じる必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大にともなう深刻な需要の減少に対応するため、社会情勢に対応した販売方法を工夫していく必要があります。

### [森林・林業]

秩父地域の森林は、奥地の原生林から丘陵地の里山に至るまで広がりを見せ、水源かん養や土砂流出防備など多くの機能を発揮し、735万人（令和元年10月）の県民の生活基盤を支えています。

山地を中心とした民有林では、昭和30年代を中心に木材需要の増大や燃料革命の進展によって広葉樹に替えてスギ・ヒノキの造林が進み、現在、民有林の人工林率は47%となっており、その75%が46年生以上の利用可能な伐採期に達しています。

また、丘陵のコナラ・クヌギを主体とする広葉樹林は、燃料革命以降は燃料としての利用は減少しましたが、しいたけ原木林として利用され、15～20年ごとに伐採と萌芽による更新が繰り返されることにより、里山の景観と生態系が保たれてきました。

しかし、多くの所有者からなる民有林では一所有者あたりの面積が狭く、木材生産を行うためには施業の集約化・団地化が不可欠ですが、木材価格の長期低迷や森林所有者の世代交代などから森林・林業への関心が薄れており、また、不在村森林所有者や境界不明瞭な森林、所有者不明森林も多く、素材生産や森林整備の進まない大きな要因になっています。

さらに近年、シカ・クマ等による森林被害が顕著になっており、シカの被害については、スギ・ヒノキの幼齢木の食害のほか、天然林にも被害が見られ、クマの被害は壮齢林が剥皮の被害を受けるなど、経済的な損失のみならず生態系や多

面的機能への影響も懸念されています。

今後も林業経営と森林の機能を維持するためには、森林環境譲与税も活用し森林の適切な管理や効果的な獣害対策と個体数管理を進める必要があります。

木材加工・流通については、製材工場などへの安定供給を図るとともに公共施設や民間住宅等での利用の拡大を進める必要があります。

## [農山村]

秩父地域では、農地の保全や景観の維持などを目的として活動している地域が数多くあり、良好な山村風景や古くから伝わる祭り等の伝統文化が継承されています。

また、県民の森、みどりの村、彩の国ふれあいの森といった森林ふれあい施設は、森林浴をはじめとするレクリエーションや体験学習の場として広く県民に利用されています。

これらの農山村とそこで営まれる農林業は、農林産物の生産だけでなく、自然環境の保全、文化の継承や体験の場の提供など様々な場面で多面的機能を発揮しています。

近年では、景観や施設を生かし、訪れる都市住民を対象としたそば打ち体験、氷柱や棚田でのイベントなど、農山村にふれあうグリーンツーリズムや余暇を利用した地域ボランティア活動も盛んに行われており、農山村の魅力に惹かれて都市からやってくる移住者も増えています。

しかし、過疎化や高齢化の進行により、集落そのものの存続が危惧される状況も散見されることから、地域住民の活動を牽引する地域リーダーの育成が課題となっています。

さらに、山間山沿いではサル、イノシシ、シカなどによる農林産物被害が恒常化し、農家の生産意欲が著しく阻害されていることから、広域的かつ効果的な被害防止対策が課題となっています。

### 3 地域の基礎データ

	項目	秩父地域	県内割合	備考
全般	①総人口	101,648 人	1.4 %	平成 27 年国勢調査
	②総面積	892.62 km <sup>2</sup>	23.5 %	全国都道府県市区町村別面積調 (R3.1.1 時点)
農業	③農業就業人口	1,103 人	1.9 %	2015 農林業センサス
	うち基幹的農業従事者	986 人	1.9 %	
	④農家			2015 農林業センサス
	i 主業農家数	103 戸	1.4 %	
	ii 準主業農家数	94 戸	1.3 %	
	iii 副業的農家数	529 戸	2.4 %	
	⑤農業法人数	70 法人	5.8 %	県農業支援課調 (令和 2 年度)
	⑥認定農業者数	150 人	3.0 %	県農業支援課調 (令和元年度)
	⑦耕地面積	2,044 ha	2.8 %	作物統計調査 (令和 2 年産市町村別データ)
	うち田面積	249 ha	0.6 %	
畑面積	1,796 ha	5.4 %		
⑧農業産出額 (推計値)	277 千万円	1.6 %	平成 30 年市町村別農業産出額	
うち米	14 千万円	0.4 %		
野菜	105 千万円	1.3 %		
果実	48 千万円	7.9 %		
畜産	64 千万円	2.5 %		
林業	⑨林業業経営体数	100 経営体	27.2%	2015 農林業センサス
	⑩森林面積	62,998 ha	59.1 %	県森づくり課調 (埼玉地域森林計画書 平成 29 年 12 月) ※地域森林計画対象民有林 (四捨五入により合計が一致しない)
	人工林	29,863 ha	52.5 %	
	天然林	32,429 ha	66.6 %	
その他	706 ha	68.0 %		
	⑪森林蓄積	17,472 千 m <sup>3</sup>	55.1 %	県森づくり課調 (埼玉地域森林計画書 平成 29 年 12 月) ※地域森林計画対象民有林

## 第2章 目指す地域の姿

### 1 観光農林業や新たな担い手による収益性の高い農業

- (1) 顧客ニーズに対応した多様な形態の観光農園が営まれ、観光施設と連携した観光農林業が秩父地域の核となっています。
- (2) 農林業者と観光業者等が一体となって誘客キャンペーン等を実施することにより、県内のみならず県外、海外からも多くの観光客が訪れています。
- (3) いちご、ぶどう、きゅうり等主要な品目では、新規参入者を含めた青年農業者が活気ある農業生産を行うとともに、法人化により雇用を導入して規模拡大を進めています。
- (4) 麦、大豆、そば等を栽培する集落営農法人や意欲ある担い手が農地中間管理事業の活用により農地を集積し効率的な農業生産を行っています。
- (5) 地域の飲食店や土産業者と連携し、いちご、ぶどう、きゅうり、しゃくし菜、かぼす、エゴマ等多種多様な農産物の加工品がブランド化され、秩父の観光土産として県内外に販路が拡大され人気を博しています。
- (6) ワイン、干し芋、紅茶など、生産から加工・販売までを行う農業経営体や農家レストランなどが増加し、6次産業化の発展により農家所得の向上や地域内雇用が確保されています。
- (7) 定年帰農者やUターン、Iターン等老若男女の就農者が秩父地域の特産物生産の担い手となり直売所出荷やネット販売などで活躍しています。
- (8) 各地区の農産物直売所では秩父の特色を生かした多種多様な農林産物が出荷・販売され、訪れる観光客や地元の消費者に喜ばれています。
- (9) 鳥獣害及び家畜伝染病のまん延防止対策が進み、農林業者が安心して生産活動を行っています。



鉄道会社と連携した農産物キャンペーン



農業者を対象とした経営改善研修会



## 2 SDGsの理念にかなった多面的機能の高い森林と活力ある林業

- (1) スギ・ヒノキ等の人工林では森林整備が適切に実施されており、水源涵養<sup>かん</sup>などの森林の多面的機能が向上しています。
- (2) 搬出間伐や皆伐による木材生産が管内各地で行われ、皆伐跡地は確実に再造林が行われています。
- (3) 里山広葉樹林は、きのこ原木などに利用されており萌芽により繰り返し森林が再生され、昔からの里山の景観と豊かな生態系が維持されています。
- (4) 地籍調査や森林境界明確化事業が進み、境界を含む正確な森林情報が管理・クラウド化され、施業や木材生産のための集約化・団地化が容易に実施できます。
- (5) 森林管理道及び作業道の路網が効果的に配置され、効率的な素材生産及び低コスト化による確実な再造林・保育が進んでいます。
- (6) ICTの活用や機械化により労働生産性と安全性が向上することにより、新規林業就業者が定着・確保されています。また、森林組合など意欲的な林業事業者の組織体制及び経営基盤が強化されるとともに、自伐型林業も普及しています。
- (7) 野生鳥獣の被害対策と個体数管理が進み、森林被害が減少しています。
- (8) 森林認証の取得や地域産木材がブランド化され、公共施設や民間住宅では地域産材の利用が拡大し、地域住民に木の良さと木材利用の意義が認識されています。



間伐を実施した人工林



路網の整備された森林

### 3 地域資源を活用した魅力ある農山村づくり

- (1) 地域住民が共同して生産活動や都市農村交流に取り組み、地域が活性化しています。
- (2) 地域住民、企業、NPO、都市住民等によるボランティアと市町が連携して、森林・里山及び農地の管理や野生鳥獣の被害防止に取り組み、豊かな農山村景観が形成されています。
- (3) 多くの都市住民が豊かな自然が残る秩父地域の農山村に親しみを持って訪れ、農林業体験を楽しんでいます。また、秩父に魅力を感じた都市からの移住者が増加し、新規就農につながっています。
- (4) 小中学生が学校の内外に設置された農園（学校ファーム）で農業体験をすることで、食や農についての関心が高まっています。
- (5) 多くの県民が森林とのふれあいにより、森林の多面的機能に対する理解を深めています。



地域住民が取り組む景観作物のは種



森林ボランティアによる森林の育成活動

### 第3章 取組の展開方向

#### 1 地域農業を担う多様な経営体の育成確保

農業経営の法人化や担い手の経営支援を通じて農業経営体の経営発展を促進します。また、女性、高齢者、企業等の参入や活躍により、農業の多様な担い手を育成します。

農業生産の基礎となる優良農地を確保するとともに、農地中間管理事業等の活用により担い手へ農地を集積・集約化し農地の有効活用を図ります。

##### (1) 関係市町村・団体

管内全市町、ちちぶ農業協同組合、埼玉県農林公社等

##### (2) 取組内容

###### ア 多様な担い手の育成確保

- ・ 農家子弟や定年退職者の就農を促進するとともに、遊休農地等を利用して農業参入を希望する企業や法人等の取組を支援します。
- ・ 遊休化している農地や農業用施設、空き家を活用し秩父地域への移住希望者の就農を促進します。
- ・ 明日の農業担い手育成塾等の活動を通じて、新規就農者が取り組む栽培技術の習得や経営感覚の醸成を支援します。
- ・ 経営の合理化に向けて農家経営の法人化を促進するとともに、経営発展のための家族経営協定の締結等を通じた女性農業者の経営参画を支援します。

###### イ 地域ぐるみの営農体制の整備

- ・ 人・農地プランの実質化を推進し、農地中間管理事業等の活用により担い手への農地の利用集積を促進します。
- ・ 集落営農組織の法人化やオペレーター集団等の再編整備を推進するとともに、共同利用機械・施設の計画的な更新整備を支援します。

##### (3) 数値目標

###### (基本計画指標名)

農業法人数	66 法人 (令和元年度)	→	88 法人 (令和7年度)
新規就農者数	16 人/年間 (令和元年度)	→	17 人/年間 (令和7年度)

(基本計画指標名)

担い手への農地集積率	13.2%	→	21.6%
	(令和元年度)		(令和7年度)
遊休農地解消・活用面積			160ha
			(令和3～7年度)



明日の農業担い手育成塾における研修

## 2 多様な農作物の生産振興と農業経営の発展

秩父地域を代表する畑作物として、集落営農法人等によるそば、大麦栽培の生産拡大、品質向上、収量確保に向けた取組を支援します。

きゅうり、なす、いんげん、アスパラガス等の市場出荷品目の品質の維持・向上、収量増加に向けた取組を支援するとともに、いちご、ぶどう、ブルーベリー、きのこなど収益性の高い観光農林業経営では、法人化の推進や多彩な観光資源・集客施設と連携した取組を進めます。

しゃくし菜漬や干し芋、ジャム、ワイン、紅茶、こんにゃくなど、6次産業化に取り組む農業者や農業法人の活動を支援するとともに、地域の観光業や商工業と連携したOEMや地域農産物の地元飲食店での活用を推進し、地域農林産物の特産品づくりや高付加価値化を進めます。

また、ほ場整備の推進や農業水利施設の保全管理等を図ります。ほ場整備された農地では、集落営農法人への農地中間管理事業の活用を推進するとともに、実需者と連携した小麦や在来大豆栽培の安定的な生産を支援します。

### (1) 関係市町村・団体

管内全市町、ちちぶ農業協同組合、各生産組織、商工業者団体、むらおこし集団、各市町観光協会、旅館業協同組合 漁業協同組合、NPO 等

## (2) 取組内容

### ア 主穀作物等の生産振興

- ・ 麦や大豆について、実需者の需要に応じた品種の導入を推進します。
- ・ 高性能機械の導入や共同利用施設の整備を支援します。

### イ 野菜の生産振興

- ・ 市場出荷する作物の生産拡大に向けて、低コスト耐候性ハウスやパイプハウスの導入を支援します。
- ・ 簡易トンネル栽培の普及や栽培講習会を通じて、野菜の生産安定と品質向上・新品種等の導入を促進します。
- ・ 夏季の高温に対応するため、暑熱対策技術の導入を支援します。

### ウ 果樹の生産振興

- ・ 新品種の導入、高品質安定生産技術等の導入を支援します。
- ・ 雨よけ栽培施設や暑熱対策技術等の導入を支援します。

### エ 特産作物の生産振興

- ・ 新たな需要を開拓するための品種（加工に適した茶品種等）の導入を支援します。
- ・ 食品製造会社等のニーズやオーダーに対応した生産活動を支援します。

### オ 畜産の振興

- ・ 生産性の向上を図るための機械、施設の整備等を支援します。
- ・ 家畜伝染病による家畜の損耗を防止するための防疫対策を講じます。

### カ 安全・安心な農産物供給の推進

- ・ 農薬の適正使用に関する指導を徹底するとともに、I P M等の先進技術の普及を図り、食の安全・安心の確保を推進します。
- ・ 特別栽培やS-G A Pの実践など、安全な農産物の供給に向けた農業者等の自主的な取組を支援します。

### キ 収益性の高い観光農林業経営の展開

- ・ 多様な品目や品種の導入、高品質で安定的な生産に向けた栽培技術の導入、雪害防止技術の導入を支援します。
- ・ 体験型メニューの充実、外国人向け案内表示や各種体験施設の整備など、観光客の受入れ体制の整備を支援します。
- ・ J A、観光団体、鉄道会社等が連携した効果的な誘客P R対策の取組を支援します。

### ク 農産加工による農業経営の6次産業化及び農商工連携の促進

- ・ 農業者の行う6次産業化経営計画作成、加工施設の整備、加工技術の向上を支援します。
- ・ 農業者と商工業者等が連携した商品開発や販路拡大を支援します。
- ・ 6次産業化や農商工連携に関する情報を地域の関係者が共有できるよう、定期的にセミナーや展示会等を開催します。

#### ケ 地産地消の推進

- ・ J A等が運営する農産物直売所の再編整備や機能強化を支援します。
- ・ 観光土産物店や旅館業協同組合などでの取扱いを推進します。
- ・ 生活様式の変化に対応した新たな販売方法の普及を推進します。

#### コ スマート農業の推進

- ・ 施設園芸において統合環境制御装置等を活用することにより、収量及び品質の向上を図ります。

#### サ 農業基盤の整備

- ・ 地域の目指す営農形態に応じた生産基盤の整備や農業水利施設の計画的な補修・更新等を行います。

### (3) 数値目標

#### (基本計画指標名)

需要に応じた野菜の作付拡大面積 27ha  
(令和3～7年度)

契約野菜対応型野菜産地育成数 3地区  
(令和3～7年度)

県がS-GAP実践農場として評価を行った経営体数  
13経営体 → 69経営体  
(令和元年度) (令和7年度)

新たに農業の6次産業化により開発された商品数 25品目  
(令和3～7年度)

スマート農業技術の導入件数(累計) 8件  
(令和3～7年度)

基盤整備面積(累計) 146ha → 152ha  
(令和元年度) (令和7年度)

#### (振興計画指標名)

県育成いちご品種の作付割合 10% → 20%  
(令和2年度) (令和7年度)





秩父オリジナル品種「ちちぶ山ルビー」



ほ場整備された農地（秩父市尾田蒔地区）



新たに開発された6次化商品（きゅうりピクルス）

### 3 持続可能な木材生産と林業のICT活用の推進

木材として利用可能な46年生以上の森林が75%を占める人工林の活用と併せ、伐採後には植林を行いバランスのとれた資源構成の構築を進めるとともに、適正な森林管理によって多面的機能の維持・発揮を図ります。

施業の集約化・団地化と森林経営計画の適切な策定と実行を支援し、森林の循環利用を促進します。

森林の循環利用の担い手となる林業事業者に対して、森林の面積、林齢、地形、地理などの情報や所有者情報、境界情報などの森林情報の提供を行うほか、高性能林業機械の導入やICT化など新たな技術の導入を促進し、経営基盤強化を図るとともに施業提案ができる質の高い人材の育成を図ります。

また、市場動向に合わせた木材生産流通体制づくりを支援します。

#### (1) 関係市町村・団体

管内全市町、埼玉県農林公社、森林組合、林業事業者、木材関係団体等

#### (2) 取組内容

##### ア 持続可能な林産物の生産

- 人工林においては、搬出間伐や皆伐を推進し木材生産を増加させるとともに、伐採跡地においては確実に再造林を実施します。さらに伐採から再造林を同時に行うなど、コスト縮減を図ります。

- ・ 里山広葉樹林については、きのこ原木等の利用を促進し萌芽更新を確実に  
行い利用と保全を図ります。

#### イ 森林の情報化

- ・ 森林の集約化団地化を図るため地籍調査や森林明確化事業を推進するとと  
もに、森林情報の精度を高めてクラウド化し、木材生産や森林整備計画の効  
率化を図ります。

#### ウ 保安林の指定と公的な森林管理の推進

- ・ 保安林の適正な整備を推進します。
- ・ 県営林や農林公社営林を適切に整備し、森林の公的管理を推進します。

#### エ 林業基盤の整備

- ・ I C Tを活用した高性能林業機械による作業システムを推進します。
- ・ 森林管理道及び作業道の路網整備を拡充します。

#### オ 林業の担い手の育成

- ・ 意欲と能力のある林業経営体を育成します。
- ・ 雇用環境を改善し、新規林業就業者を確保します。
- ・ きのこ生産者の担い手育成を支援します。
- ・ 技術力の高い人材を育成します。
- ・ 就業環境等を整備し、自伐型林業の参入を支援します。

#### カ スマート林業の推進

- ・ ドローン、地上レーザーを活用した森林調査や丸太自動認識システムによ  
る丸太管理を支援します。
- ・ ラジコン下刈機や苗木運搬用ドローンなどの導入を支援し、労働負荷の軽  
減と育林のコスト削減を推進します。

#### キ 公共施設や民間施設での県産木材の利用拡大

- ・ 公共施設等の木造・木質化を推進します。
- ・ 工務店や製材業者が組織する団体の活動を支援します。
- ・ 品質を確保するためにJ A S材などの供給体制づくりを支援します。
- ・ 消費者へ県産木材利用の意義や木の良さを普及・啓発します。

(注) 公共施設等とは、国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用  
に供する建築物、国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、福祉  
施設、社会教育施設、公共交通施設など

(注) 公共施設等とは、「国又は地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する建築  
物、国又は地方公共団体以外の者が整備する学校、福祉施設、社会教育施設、公共交  
通施設など



### (3) 数値目標

(基本計画指標名)			
路網密度	17.6m/ha (令和元年度)	→	19.3m/ha (令和7年度)
森林の整備面積			6,200ha (令和3～7年度)
施業のため集約化・団地化する森林面積			
	8,515ha (令和元年度)	→	11,850ha (令和7年度)
県産木材の供給量	62,000m <sup>3</sup> /年間 (令和元年度)	→	74,200m <sup>3</sup> /年間 (令和7年度)
県産木材を利用した公共施設数	279施設 (令和元年度)	→	310施設 (令和7年度)
(振興計画指標名)			
木材加工量	14,000m <sup>3</sup> /年間 (令和2年度)	→	15,000m <sup>3</sup> /年間 (令和7年度)



ドローンを用いた森林調査



県産木材を使った公共施設

#### 4 災害や鳥獣害への対応による安全な農山村

近年、集中豪雨や大規模地震などの自然災害が多発しており、その影響にともなうため池の決壊、あるいは山崩れや土石流などの山地災害により、甚大な被害が発生しています。これらの豪雨や地震などの自然災害から農林業への被害を軽減するとともに、地域住民の生命、財産や公共施設等を守るために必要な防災・減災対策を講じ、災害に強い農山村づくりを推進します。

また、秩父地域のような農山村地域では、サル、イノシシ、シカ等による農林業被害が拡大しています。そのため農林業者の生産意欲が阻害され、地域農林業の維持発展の障害となっていることから、効果ある被害対策に取り組みます。

##### (1) 関係市町村・団体

管内全市町、ちちぶ農業協同組合、鳥獣害対策協議会、土地改良区、水利組合、森林組合

##### (2) 取組内容

###### ア 農業災害対策等の推進

- ・ ため池をはじめとする農業水利施設の計画的な修繕や更新を実施し、耐震化・長寿命化による防災・減災機能の強化を推進します。
- ・ 農業共済組合や関係機関と連携し、農業保険への加入を促進します。
- ・ 農業災害による被害が予想される場合は、気象情報や技術対策資料を迅速に農林業者に提供します。
- ・ 農業災害が生じた場合は、国や市町等と連携し、補助事業や制度資金等を活用して農林業者の経営継続・再開を支援します。

###### イ 山地災害の未然防止と復旧対策の推進

- ・ 新たな崩壊等のおそれのある森林において、治山施設の整備を推進します。
- ・ 台風や豪雨などにより山地の崩壊や溪流の荒廃が発生した場合は、速やかに復旧対策を行います。

###### ウ 鳥獣害及び特定外来生物対策の推進

- ・ 地域の農林業者や住民、猟友会等が連携して進める総合的な鳥獣害対策の取組を支援します。
- ・ 野生鳥獣による農作物や森林の被害情報を共有化して提供し、広域的な被害防止対策を支援します。

### (3) 数値目標

(基本計画指標名)

防災・減災対策に着手した防災重点農業用ため池の数(累計) 4か所  
(令和3～7年度)



防災・減災対策が行われたため池



治山事業による森林の復旧



クマによる剥皮被害



地域で連携して設置する広域防護柵

## 5 多面的機能による活力ある豊かな農山村

農業・農山村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進します。

また、豊かな自然や良好な景観、伝統文化等、農山村の魅力を発信することにより都市住民との交流を促進し、活力とにぎわいを創出します。

### (1) 関係市町村・団体

管内全市町・農業委員会、市町教育委員会、ちちぶ農業協同組合、森林組合、埼玉県農林公社、土地改良区、水利組合、林業事業体、鳥獣害対策協議会、漁業協同組合、森林ボランティア団体、NPO法人 等

### (2) 取組内容

#### ア 農業・農村の有する多面的機能の発揮

- ・ 多面的機能が適切に発揮されるよう、農業者を中心とした活動組織による農道・水路法面の草刈りや水路の泥上げ、農業水利施設の軽微な補修や植栽活動、生態系の保全活動などを支援します。

#### イ 担い手の育成・確保と共同活動の支援

- ・ 集落活動を牽引する地域リーダーを育成します。
- ・ 都市農村交流、地域文化の継承等の活動を支援します。

#### ウ 生産基盤、生活基盤の整備支援

- ・ 集落の生産や生活に係る整備を支援します。

#### エ 農地の有効活用

- ・ 貴重な基盤である農地の有効活用を推進します。
- ・ 再生活用が困難な農地を地域資源として活用する取組（樹液採集を目的とする樹木の植栽など）を支援します。

#### オ 体験交流活動に取り組む団体等への支援

- ・ 体験交流活動を進める団体等に対して、技術指導や情報提供等を行います。
- ・ イベント開催等の情報を、ホームページ等を通じて積極的に発信します。

#### カ 学校ファームの充実に向けた支援

- ・ JAグループと連携し、地域に即した学校ファームの運営を支援します。

#### キ 市民農園の開設及び運営の支援

- ・ 市町、農協が開設している市民農園の運営を支援します。
- ・ 企業、団体等による遊休農地等を活用した市民農園の開設を支援します。
- ・ 市民農園の利用者に対し、必要に応じて農作物の技術指導等を行います。

#### ク 森林環境教育の推進

- ・ 学校や森林ふれあい施設等における森林環境教育の取組を推進します。
- ・ 森林ふれあい施設の活用を促進するため適切な管理及び整備を推進します。



ケ 県民参加の森づくりの推進

- ・ 森林の大切さや木材を利用することの意義を理解し、森林活動を体験できる機会の充実に取り組みます。
- ・ 森林で安全に作業するための講習会等を充実します。
- ・ 民間企業、学校、森林ボランティア団体等が行う森林活動を支援します。

コ 豊かな河川、水辺環境の整備と活用促進

- ・ 地域団体等が取り組む河川や水辺環境の整備、保全活動を支援します。
- ・ 児童生徒等が取り組む水田や用排水路、ため池に生息する生物とのふれあい活動を支援します。
- ・ 漁業協同組合が行う魚の放流活動や親子釣り大会等の取組を支援します。

(3) 数値目標

(基本計画指標名)

多面的機能を発揮する共同活動の実施面積割合 (カバー率) (ストック)

14.2% → 23.2%  
(令和2年度) (令和7年度)



手入れが行き届き自然と調和した農村景観



活動組織が共同で取り組む草刈作業



伝統行事を活用した大学生との交流活動



自然観察会 (県民の森)

【参考】

＜秩父地域農林水産業振興計画に関する指標＞

●埼玉県農林水産業振興基本計画で示した指標への対応

基本計画 指標番号	基本計画指標名	県全域の目標値	地域の目標値
3	農業法人数	1,128 法人 → 1,500 法人 (令和元年度) (令和7年度)	66 人法人 → 88 法人 (令和元年度) (令和7年度)
4	新規就農者数	321 人/年間 → 330 人/年間 (令和元年度) (令和7年度)	16 人/年間 → 17 人/年間 (令和元年度) (令和7年度)
5	担い手への 農地集積率	30% → 42% (令和元年度) (令和7年度)	13.2% → 21.6% (令和元年度) (令和7年度)
6	遊休農地解消 ・活用面積	2,000ha (令和3～7年度)	160.0ha (令和3～7年度)
7	基盤整備面積	23,040ha → 23,640ha (令和元年度) (令和7年度)	146ha → 152ha (令和元年度) (令和7年度)
8	路網密度	22.8m/ha → 25.0m/ha (令和元年度) (令和7年度)	17.6 m/ha → 19.3m/ha (令和元年度) (令和7年度)
9	需要に応じた野菜の作付 拡大面積	1,000ha (令和3～7年度)	27ha (令和3～7年度)
10	契約野菜対応型 野菜産地育成数	30 地区 (令和3～7年度)	3 地区 (令和3～7年度)
11	新たに農業の6次産業化 により開発された商品数	250 品目 (令和3～7年度)	25 品目 (令和3～7年度)
12	森林の整備面積	12,500ha (令和3～7年度)	6,200ha (令和3～7年度)
13	施業のため集約化 ・団地化する森林面積	16,887ha → 23,500ha (令和元年度) (令和7年度)	8,515ha → 11,850ha (令和元年度) (令和7年度)
14	県産木材の供給量	97,000m <sup>3</sup> /年間 → 116,000m <sup>3</sup> /年間 (令和元年度) (令和7年度)	62,000m <sup>3</sup> /年間 → 74,200m <sup>3</sup> /年間 (令和元年度) (令和7年度)
16	県産木材を利用した公共 施設数	1,059 施設 → 1,420 施設 (令和元年度) (令和7年度)	279 施設 → 310 施設 (令和元年度) (令和7年度)

17	県がS-GAP実践農場として評価を行った経営体数	595 経営体 → 1,600 経営体 (令和元年度) (令和7年度)	13 経営体 → 69 経営体 (令和元年度) (令和7年度)
18	スマート農業技術の導入件数	120 件 (令和3～7年度)	8 件 (令和3～7年度)
19	防災・減災対策に着手した防災重点農業用ため池の数	50 か所 (令和3～7年度)	4 か所 (令和3～7年度)
20	多面的機能を発揮する共同活動の実施面積割合(カバー率)	30.7% → 40.0% (令和2年度) (令和7年度)	14.2% → 23.2% (令和2年度) (令和7年度)

●秩父地域農林水産業振興計画で設定する地域指標

地域指標番号	振興計画指標名	目標値
1	県育成いちご品種の作付割合	10% → 20% (令和2年度) (令和7年度)
2	木材加工量	14,000 m <sup>3</sup> /年間 → 15,000 m <sup>3</sup> /年間 (令和2年度) (令和7年度)